



ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーミック著

『転換期の日本へ

——「パックス・アメリカーナ」か「パックス・アジア」か』

(NHK 出版新書、2014 年刊)

2015 年 10 月 18 日(日)、於 船橋市

## 1. 【序 言】著者(ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーミック)の問題意識

- ✚ 第 2 次世界大戦以来「パックス・アメリカーナ(アメリカによる平和)」と言われる米国の戦略的支配が圧倒的であったが、…(中略)… 米国の衰退には、9・11 以降、テロとの戦争を宣言し、アフガニスタンやイラクへの出兵という選択がもたらした結果として、物心両面で消耗、疲弊してしまった現実が反映されている。(P-9)
- ✚ 「パックス・アジア(アジアによる平和)」構想を描いてみると、そこでは、対立ではなく、共同体的な活動が基本となり、何よりも実質的に平等であることが参加国の必須条件となる。(P-10)
- ✚ 第 2 次世界大戦後の米国—を主力とする連合国—による日本占領以来、日本の指導者たちにとっては、ワシントンの政策に黙々と従うことが得策であった。(P-11)
- ✚ 歴史的な出来事を並べてみると、日本が自主的に建設的な役割を担うことは簡単なことではない。…(中略)… 大失敗に終わった、大東亜共栄圏で頂点に達した大日本帝国時代のアジア新秩序建設の構想は、今日、日本が音頭を取って新アジア共同体構想を強く提唱することにブレーキをかける。(P-12)
- ✚ 今日に至るまでアジア太平洋地域における権力関係を決定づけてきた「パックス・アメリカーナ」という問題に取り組むとき、果たしてこれを、もっと広範な「パックス・アジア」に変革することができるのだろうか。(P-14)
- ✚ サンフランシスコ体制の「片面講和」は、のちに米国の政策立案者すらおそらく戦後ワシントンが交渉した最も不平等な条約と認めた日米二国間安全保障と一体不可分のものであった。(P-14)
- ✚ 「エア・シー・バトル(ASB)」政策は、「パックス・アメリカーナ」を永続させ、最新レベルのハイテク兵器を導入することによって、軍事的な対中封じ込めを強化することを目論むものである。その攻撃的な計画は、米軍部内だけでなく、米国と日本および韓国といった同盟国間における新段階の「相互運用性」をも想定している。(P-15)
- ✚ 過去から現在にいたる「属国」としての日本が担う役割が具体的にどのような形で表れているのかについて、そしてまた、今日の論争と紛争において、東シナ海の周辺領域が果たすとらわけ重要な役割について、詳しく論じる。(P-16)
- ✚ 1951 年に対日講和条約と日米安保条約が署名されたとき、米国にとっては軍隊をアジア全域に自由に投入できることがきわめて重要であると考えられ、沖縄は戦略的な「太平洋の要石」として日本から切り離された。(P-16)
- ✚ 沖縄地域では、東シナ海における平和と協力のネットワークを構築しようという沖縄の市民社会の努力が見られ、そこから数多くの重要な教訓を得ることができる。(P-17)

## 2. キーワード

【序言】「ボックス・アメリカーナ(アメリカによる平和)」(P-9, P-14, P-43, P295, P298, P301, P302)、「ボックス・アジア(アジアによる平和)」(P-10, P-202, P-208,, P303)、「権力分担(パワー・シェアリング)」(P-11, P-90)、「属国」(P-11, P-16, P-73, P-116, P-124, P-148, P-246)、「サンフランシスコ体制」(P-14, P-23, P-77)、「片面講和」(P-14, P-24, , P-31, P-37, P-47)、「エア・シー・バトル(ASB)」(P-15, P-80, P-130)、「軍事第一主義」(P-16,)、「新アジア共同体構想」(P-17)

【第一章】「対日講和条約＝サンフランシスコ講和条約」(P-23, P-34, P-118)、「朝鮮戦争」(P-24)、「分断政策」(P-25)、「非武装中立」(P-27)、「二つの日本政策(Two-Japan Policy)」(P-30)、「李承晩ライン」(P-34)、「一つの中国」(P-38, P-68)、「中国封じ込め」(P-39, P-68, P-79, P-86, P-125, P-209)、「歴史浄化」(P-46)、「東京裁判史観」(P-50)、「核の傘」(P-52)、「ビキニ事件」(P-54)、「キューバ危機」(P-56)、「核アレルギー」(P-57)、「核の平和利用」(P-57)、「疑似核保有国」(P-57)、「事実上の核武装国」(P-57)、「非核三原則」(P-57, P-134,)、「NPT(核不拡散条約)」(P-58)、「抑止力」(P-60, P-87, P-143)、「日清戦争(第一日中戦争)」(P-61)、「選ばれた良きアングロ・サクソン倶楽部」(P-63,)、「日中国交回復」(P-64)、「歴史修正主義」(P-69)、「普通の国」(P-74)、「国家資本主義」(P-76)、「接近阻止／領域拒否(Anti-Access/Area Denial=A2/AD)」(P-78, P-302)、「非対称な能力」(P-78, P-88)、「防衛計画の大綱」(P-84, P-148)、「動的防衛力」(P-85)、「武器輸出三原則」(P-85)、「偶発戦争」(P-87)、「国家安全保障国家(National Security State)」(P-89, P-282)、「ナショナリズム」(P-90, P-288)、「太平洋共同体」(P-91)、「ボックス・パシフィカ(太平洋による平和)」(P-91, P303)、「市民ネットワーク」(P-91)

【第二章】「日米同盟」(P-116, P-148)、「日米安全保障条約」(P-118)、「信託統治」(P-118)、「1955年体制」(P-120)、「砂川事件」(P-120)、「日本自立路線派」(P-123)、「沖縄日本復帰」(P-133)、「思いやり予算」(P-135)、「接受国支援(ホストネーション・サポート)」(P-135)、「普天間返還合意」(P-137)、「グアム移転協定」(P-139)、「基地第一主義」(P-140)、「国際都市形成構想」(P-140)、「辺野古移設」(P-143)、「日本の二度目の敗戦」(P-144)、「戦略的訴訟(SLAPP)」(P-147)、「ジャパン・ハンドラー」(P-147)、「オスプレイ配備」(P-149)、「沖縄の二度目の屈辱」(P-154)、「開かれた国境」(P-166)、「自立、自治、共生」(P-166)、「一国二制度」(P-168)、「動的防衛力」(P-170)、「自虐史観」(P-176)、「戦後レジーム」(P-182, (P-212)、「友愛の海」(P-185)、「武器禁止水域」(P-209)、「沖縄の基地負担軽減」(P-212)、「積極的平和主義」(P-212)、「命どう宝」(P-213,)

【第三章】「G2」(P-244)、「国際海洋法条約」(P-288)、「(中国からの台湾の)3重の切り離し」(P-294)、「APEC(アジア太平洋経済協力)」(P-305)、「EAEG(東アジア経済グループ)」(P-305)

## 3. 関連年表

#	西暦(和暦)月	首相	政治と経済・社会状況	該当頁
1	1928(S 3)年 8月	田中 義一	ケロッグ・ブリアン条約	P-284
2	1931(S 6)年 9月	若槻 礼次郎	満州事変(第二次日中戦争)	P-20
3	1945(S20)年 2月	小磯 国昭	ヤルタ秘密会談	P-32
4	1945(S20)年 8月	東久邇宮稔彦	ポツダム宣言の受諾	--
5	1949(S24)年 10月	吉田 茂	中華人民共和国の成立	P-24
6	1950(S25)年 6月	吉田 茂	朝鮮戦争の勃発	P-24
7	1951(S26)年 9月	吉田 茂	対日講和条約＝サンフランシスコ講和条約の調印、日米安全保障条約の調印	P-23, P-118
8	1952(S27)年 1月	吉田 茂	韓国「李承晩ライン」を設定	P-34
9	1952(S27)年 4月	吉田 茂	対日講和条約の発効(日本の主権回復)	P-25
10	1952(S27)年 4月	吉田 茂	日華平和条約の締結	P-34

11	1954(S29)年3月	吉田 茂	ビキニ事件	P-54
12	1959(S34)年12月	岸 信介	砂川事件の最高裁判決	P-120
13	1960(S35)年5月	岸 信介	安保条約案の強行採決	P-120
14	1962(S37)年10月	池田 勇人	キューバ危機	P-56
15	1965(S40)年6月	佐藤 栄作	日韓基本条約の締結	P-25
16	1967(S42)年12月	佐藤 栄作	武器輸出三原則の導入	P-85
16	1970(S45)年1月	佐藤 栄作	NPT(核不拡散条約)に日本が署名	P-58
17	1971(S46)年7月	佐藤 栄作	ニクソン訪中	P-64
18	1972(S47)年5月	佐藤 栄作	沖縄返還	P-132
20	1972(S47)年9月	田中 角栄	日中共同声明	P-64
21	1978(S53)年10月	福田 赳夫	日中平和友好条約の締結、日本のA級戦犯14名の靖国神社への合祀	P-49
22	1982(S57)年4月	鈴木 善行	国連海洋法条約の採決	P-288
23	1985(S60)年8月	中曽根 康弘	中曽根首相の靖国神社公式参拝、南京大虐殺記念館の開館	P-49
24	1993(H5)年8月	細川 護熙	細川政権の成立	P-125
25	1995(H7)年9月	村山 富市	米兵による沖縄の少女暴行事件	P-136
26	1996(H8)年4月	橋本 龍太郎	普天間返還合意	P-137
27	2004(H16)年12月	小泉 純一郎	防衛計画の大綱	P-84
28	2006(H18)年5月	小泉 純一郎	グアム移転協定	P-139
29	2009(H21)年9月	鳩山 由紀夫	鳩山政権の成立	P-142
30	2012(H24)年9月	野田 信彦	オスプレイ反対沖縄県民大会(宜野湾市)に10万人が参加、尖閣諸島問題の再発	P-151 P-87
31	2013(H25)年4月	安倍 晋三	安倍首相による辺野古湾埋め立ての提案は、沖縄の二度目の屈辱、日台漁業「協定」	P-154 P-292
32	2013(H25)年12月	安倍 晋三	防衛計画の大綱	P-84

#### 4. 第一章 サンフランシスコ体制 ―― その過去、現在、未来 (ジョン・W・ダワー)

##### 【総論】

「サンフランシスコ体制と、この軍事力を背景とした「パックス・アメリカーナ(アメリカによる平和)」とは、しっかり結びついて存在してきた。サンフランシスコ体制と「パックス・アメリカーナ」は、1950年代以降、アジア太平洋地域における戦略上の現状維持を規定してきた。」(P-22)

「サンフランシスコ講和は、日本を最も身近な近隣諸国から引き離す排除のシステムを作り上げる土台を築いたことになる。講和会議から数か月のうちに、米国は、講和条約と並行して台湾の国民党政府との間でも条約を署名しなければ米国議会(上院)は講和条約を批准しないだろうと、狼狽して気の進まない日本政府に告げ、この分断政策を強化した。」(P-25)

「日本は、第二次大戦後のヨーロッパにおける西ドイツとは異なり、アジアの最も身近な近隣諸国と和解し、再び一緒になることを効果的に封じられてきた。(中華人民共和国や韓国との)講和は先送りされたのだった。」(P-26)

「多国間講和条約は、日本の再軍備、日本における米軍基地の存置、講和会議からの中華人民共和国の排除と一体でなければならぬというワシントンの要求に同意する見返りに、独立と米軍による保護

が確実にするという選択であった。権力政治がものをいう現実世界において、日本国内の自由主義的ないし左翼主義的な批評家たちが突き付けた代替案——すなわち、冷戦状況の中での日本の非武装中立と中ソを排除しない「全面」講和条約を求める主張——は、主権回復を先延ばしにし、引き続き米軍による占領を甘受することを意味した。」(P-26)

「サンフランシスコ体制をまぎれもない「恩恵」として見るのではなく、数多くの特殊な方法で「拘束衣」——日本を時の流れとともに次第に問題点が大きくなっていく政策と態度に閉じ込めてきた体制——の役割をも果たしてきたと認識する必要がある。「恩恵」と「拘束衣」がお互いに排除し合うとは限らない。両者は共存し、サンフランシスコ体制がその端緒より内に秘めていた厄介な矛盾へと人々の注意を向けさせる。」(P-28)

### 【沖縄問題】

「日本の政策立案者にとって、沖縄とその住民は捨て石にしてもよい取引のカードにすぎなかった。東京の政策立案者たちは、サンフランシスコ講和会議のずっと前から、いわゆる本土の主権回復を早めるのであれば、沖縄を犠牲にしてもかまわないという提案をまとめ始めていたのである。」(P-29)

「国土の特定の領域(沖縄)を外国による広範な軍事使用に供しておきながら、同時にその住民を二等の市民であるかのように扱ってきた、日本政府の恥すべき行いが数々みられる。」(P-30)

### 【領土問題】

「今日、アジア太平洋地域の関係を阻害している 5 つの領土紛争は、サンフランシスコ講和条約で未決のまま残された領土問題にさかのぼる。これが曖昧なままとなっているのは、単なる不注意や見落としの問題ではない。むしろ反対に、その多くはアジアにおける共産主義の影響力を阻止するというワシントンの包括的な戦略に合致するよう、講和条約の最終草案に米国が慎重に滑り込ませたものであった。それらの領土紛争のほとんどが、片面講和に参加しなかった国々——すなわち、ソ連(現ロシア)、韓国、中国——との間で起きていることは驚くにはあたらない。」(P-31)

「サンフランシスコ講和会議から生じた領土紛争の歴史に詳しい研究者によれば、(帰属先を特定しなかったこと)の曖昧さは、アジアにおいて「共産主義を封じ込める上で都合よく働く」ことが期待できるような、将来起こりうる紛争の種をあらかじめ播いておくことによって、中国に対してもう一つの潜在的な「楔」を打ち込むことになったのだという。」(P-39)

#### 1) 北方領土問題

「1945年2月に開かれた「3 大国」によるヤルタ秘密会談で、アメリカとイギリスは、日本降伏後に千島列島がソ連に「引き渡される」であろうことに合意した。これは英米がソ連を説いて対日参戦させるために用いたアメの一つだった。そして、戦争が終わったとき、ソ連軍は現在争われている島々を含む千島を支配するにいった。」(P-32)

「米国は冷戦状況が固定されていくにつれて、その立場を転換し、サンフランシスコ講和会議までには、紛争の種となっている島々を、ソ連の軍事占領下におかれている日本領土と見なすことが不可欠となった。1951年の対日講和条約は、日本が「千島列島……に対するすべての権利、権限及び請求権」を放棄すると規定したが、同規定は千島をソ連に譲渡することを規定したわけでもないし、係争中の島々の名称に言及しているわけでもない。」(P-32)

「1956年、平和条約を交渉するためにソ連の高官と日本の高官が交渉した際、前者から「2島返還」で領土紛争を解決させる妥協案が示され、当初は重光葵外相もこれを支持した。この政治取引は、ダレス米國務長官が重光外相に次のように告げた時に覆されることになったのである。日本が千島に対する主権をソ連に譲り渡すのなら、米国は「同じように、琉球諸島に対する完全な主権が(米国)に与えられるものとみなしますよ、と。1956年の日ソ交渉によってモスクワと東京の間の外交関係は再開されることになったが、正式な平和条約の締結阻止に一役買ったのは米国の恫喝だった。」(P-33)

## 2) 竹島問題

「初期の5つの滞日講和条約米国案は、竹島をはっきり韓国の一部と認めていたが、1949年12月——中華人民共和国成立直後だが、朝鮮戦争以前——に米国の講和条約案は路線を変更し、竹島が日本に属するとした。講和条約案づくりの過程で骨を折った英国と英連邦諸国は竹島を韓国領内に置き続けたが、1950年8月以降の講和条約米国案が竹島に特に言及しなくなったことは、米英の間で妥協が成立したことを意味した。最終的に署名された講和条約は、あいまいに朝鮮の独立に言及しているものの、日本領域の境界や譲渡すべき沿岸島嶼の規定はない。実際、1951年8月(サンフランシスコ講和会議の1ヶ月前)、米国は竹島を日本のものと見なすと韓国政府に通告していた。」(P-33)

「1952年1月——対日講和条約が発効する3ヶ月あまり前——韓国の李承晩大統領は、同国の海域の国境線を定める宣言を発した。李大統領は、この竹島を包摂する「李承晩ライン」の目的が韓国の海洋資源保護にあると述べた。1952年5月——日本の主権回復からおよそ1ヶ月後——日本の外務官僚が国会の委員会において、外務省は米軍が当該島嶼を爆撃演習に使用することを認めていると述べた。この発言は、日本が当該島嶼での米軍演習を認めることで、同島嶼に対する日本の主権を確認することになると想定してのことであった。」(P-34)

## 3) 尖閣諸島問題

「日本が尖閣諸島に正式な領有権を主張したのは、日清戦争で圧倒的な勝利をおさめた後の1895年のことである。台湾は敗者となった中国から獲得した重要な戦利品であった。同じ年、日本は台湾の近くにある尖閣諸島を取得したが、同諸島を戦利品の一部として取得したのではない。むしろ日本は、これら無人の岩礁は「無主地」と宣言し、編入したに過ぎなかった。それ以降、尖閣諸島は沖縄県の一部として扱われたが、その関係で第二次大戦後は米国の支配下に移された。米国は尖閣諸島を時々射撃場として使用した。1972年に米国が沖縄の施政権を日本に返還する際、尖閣諸島も——中華人民共和国および台湾の中華民国の政府からの抗議はあったが——沖縄に含まれることになったのである。…(中略)… 1950年のメモが示すように、争点は、尖閣諸島を沖縄の一部と見なすのが妥当なのか、台湾の一部と見なすのが妥当なのか、ということである。」(P-35)

## 4) 台湾と中華人民共和国の分断問題

「台湾問題は、サンフランシスコ講和会議以前に生じ、しかも片面講和のまさに本質をなすものとして、欠くことができないことであった。…(中略)… 朝鮮戦争勃発の2日後である1950年6月にさかのぼることができる。この時、アメリカは第7艦隊を台湾海峡に急派し、中国の共産主義者たちの勝利を阻止しようとした。米国が日本を強いて1952年4月に台湾政府と締結させた2国間の「日華平和条約」が、この介入をさらに補強した。」(P-37)

## 5) 南シナ海諸島問題

「1940年代後半に、中国——はじめは国民党政府、次いで中華人民共和国——によって、海洋地図上に広大な「南海九段線」が形づくられているという立場からの領土主権が主張された。この領土主権の主張に対しては、フィリッピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイが異議を申し立てている。」(P-38)

### 【米軍基地】

「日本に軍事的プレゼンスを維持することは、米国の政策立案者から見れば、その始まりから3つの目的を帯びていた。すなわち、

- ① 最も重要な点だが、日本における軍事的プレゼンスが、アジア大陸およびロシアに近接した沿岸地域に軍事拠点を提供するという点である。
- ② 今日では忘れがちだが、こうしたプレゼンスは、万が一、日本が再び自立的に軍国主義的な道に進もうとした場合に備えて、日本に対する管理を確実にすることである。
- ③ 軍事基地を支持する人たちの間で最も受け入れられることだが、日本国内およびその付近における米軍駐留は——1951年の安保条約第一条に規定しているところによれば——「極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、……外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与する」という目的がある。」(P-41)

「日本の仮想敵——冷戦期はソ連および中国、現在は中国および北朝鮮——が日本に対して、旧安保条約の中に含まれた「言い回し」が含意するような、いわれの無い武力攻撃によって深刻な脅威を与えられたことはこれまでなかったといえそうだ。他方で、米軍基地が引き続き存在することで、疑いなく将来の日本から(過去におけると同様に)、たとえそれが賢明でもなく、無謀であることがわかっていても、米国の世界的な軍事政策やその実践に加わる以外の選択肢が失われることも明らかである。」(P-43)

### 【再軍備】

「1951年に日米安保条約が署名された際、日本の再軍備へのコミットメントは明らかに憲法違反だという意識が日米双方にあった。…(中略)…吉田茂首相は、憲法9条と「不戦」規定に関する質問に答えて、一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も放棄したものである、と答弁した(1946年)。」(P-43)

「吉田茂の方針は、ゆっくりと再軍備することだった。日本再軍備を支持する二国間安全保障条約が署名されたとき、この再軍備の言質は、法的な根拠が薄弱で、近い将来に改憲が必要になるとうの了解が日米双方にあった。」(P-43)

「憲法は、「自衛隊」が持つことができる兵器および参加することのできる任務(たとえば、海外での紛争における米国ならびに国連への支援活動)の双方を制限する上で、十分な影響力を保ちつづけた。」(P-45)

「サンフランシスコ体制という見地からすれば、憲法の危機だけが問題を孕んだ遺産というわけではない。日本の再軍備にはさらに2つの関連する問題がある。①再軍備は、在日米軍基地と同様に、米国の戦術計画および戦略政策に日本をがんじがらめにする。②再軍備は、日本軍が先の戦争で実際に行った——戦争で天皇の陸軍・海軍兵士はアジアを侵略した——行為そのものを軽視し、浄化し、否定することに手を貸すものだ。」(P-45)

## 【歴史問題】

「片面講和としてのサンフランシスコ体制は、全面的な和解を排除することを是認してしまっただけでなく、帝国主義と戦争が刻んだ最も深い傷と取り組むことなく、それを放置した。」(P-47)

「政治家による靖国神社参拝が内外で激しい論争を呼んだのは、1985年に終戦40年を記念して、中曽根康弘首相とその内閣の閣僚が公人の資格で同神社を参拝した時で、それは、中国の南京で南京大虐殺記念館が開館したのと、たまたま同じ年であった。」(P-49)

## 【核の傘】

「サンフランシスコ講和への過程で、目立った反核運動は日本に存在しなかった。1949年まで、米占領軍当局は原爆体験に関する文章や視覚表現に対しては、それらが反米主義や社会不安を惹起するのではないかとの懸念から、検問を行った。その後、占領が終わるまで、この問題に対する社会の関心はごく限られたものだった。」(P-52)

「ビキニ事件により、第二次大戦後の日米関係の中で最大に危機が訪れた。…(中略)…1955年の半ばまでに、全国規模で行われた水爆禁止の署名運動は数千万筆に及ぶ署名を集め、様々な草の根の反核団体は日本で初めての反核組織へと糾合されていった。」(P-55)

「1954年から沖縄の施政権が日本に施政権が日本に返還される1972年まで、19の型の核兵器が同島に貯蔵されてきたが、その大半は嘉手納基地に、おそらく合計1,000発近い核が常置されていた。これらの核兵器は、日本政府の要請により、沖縄返還時には撤去された。」(P-56)

「福島第一原発の災害は、核に関する先進技術によって、日本が膨大な分離済みプルトニウムを蓄えた「疑似核保有国」ないし「事実上の核武装国」となっていることを広く想起させるのに一役買った。そのプルトニウム貯蔵は、日本が万が一にもそれを核開発に転用する決定を行えば、一年かそこらで核保有が可能になるほどのレベルである。」(P-57)

「ビキニ事件後、そしてその後の数年間に、日本の高官と政府は、公には米国の水爆実験に懸念を表明しつつ、米側の高官と政府に対しては、これらの懸念表明は単に「国会内の反対党に対する機嫌取り」であり、……主として国内向け」と理解されるべきである、と内々に保証していた。」(P-58)

「1972年における日本への沖縄施政権返還に際しても、佐藤首相とリチャード・ニクソンとの間に事前(1969年11月)の秘密合意があった。その合意は、緊急時に米国は再び沖縄に核兵器を持ち込むことができるとし、さらに、沖縄県内にある嘉手納・那覇といった現存する核貯蔵地と地对空ミサイル・ナイキハーキュリーズをいつでも使用可能な状態に維持しておき、重大緊急時には使用できることを是認する内容であった。」(P-58)

「この数十年間にわたって、保守的な政治家や高官たちは、核保有が憲法上可能であり、戦略的にも好ましいのだという提案を公言してきたのであった。このようなジェスチャーを行っている間に、日本は核兵器により被った悲劇の経験を構築し、単なる言い回しと「見せかけの行動」を乗り越えて、核軍縮と最終的にはその廃絶を促進する、力強くも指導的な役割を演じる機会を——おそらくは永久に——失ってしまった。」(P-59)

## 【中国と日本の脱亜】

「1895年から1945年までの間に、日本によって打ち負かされ、版図を切り取られ、侵略を受け、占領されたという屈辱がこれまで中国国内で消えたことはないし、これからも決して消えることはないだろう。他

方、一時的な征服者(に加えて、かつて戦前は西洋化に成功し、戦後は経済大国になった者)の傲慢さが日本から消えることもなかった。」(P-61)

「1971年に周恩来と極秘トップ会談を行い、米中和解への基礎を築いたヘンリ・キッシンジャー国務長官は、ニクソンに対して、「日本の軍国主義復活に対する恐怖が、われわれの討議での主要テーマの一つであった」と伝えた。」(P-65)

「キッシンジャーは、日本の中立主義は「おそらく、たちの悪い国家主義の形をとるだろう」と論じた。ニクソンもこれに同調しつつ、防衛における日米協力関係がないと、「日本人が膨張主義に駆り立てられた歴史」を考えるならば、彼らは国民として「軍国主義者の要求に影響されやすい」と述べた。」(P-66)

「歴史修正主義者の多くは、それが海外からはいかに否定的に見られているかということにはほとんど頓着せずに、日本国内の聴衆と有権者に向けられている」(P-69)

### 【従属的独立】

「日本にとって、平和と繁栄は、アメリカの戦争マシンの歯車の一部になるというコストを払って、もたらされたのであり、そのマシンは様々な時間と場所で平和を保ってきたことも事実だが、しかし資源を浪費し、軍拡競争を促進し、核兵器の「先制使用」をちらつかせ、(市民を標的にしたり、拷問を行うなどの)残虐行為に手を染め、朝鮮半島・インドシナ・イラク・アフガニスタンで途方もない破壊と苦痛をもたらしてきたのである。「属国」としての地位にあることで、より軍事色は薄いものの、先見性がなく、逆効果を招くことも多い米国の外交政策へ、ほぼ無制限といってよい支持を与えることも求められてきた。「属国」の地位にあることで、地政学的な柔軟性は抑えられ、日本側が創造的な政治指導を発揮する現実的な可能性もいっさい潰れていった。」(P-73)

「再軍備への加速が、真の独立と自立へ向かう道になるという考えは欺瞞的だ。日本はアメリカの軍事的な抱擁から抜けることはできない。実際に、アジアばかりでなく世界規模で次々と進化する世界戦略の構想を支持させるために、(日本に対して)憲法の制約を取り払った、より軍事化されたパートナーを求めているのがアメリカなのだ。」(P-74)

「太平洋戦争の憎悪と恐怖を想起するとき、友好関係が本当に貴重なことは言を俟たない。しかしながら、その友好のために、サンフランシスコ体制の下で払ってきた代価は——「属国」と見なされていることの屈辱で測ろうと、また戦争と平和の問題について説得力を持った真の言葉で自ら語るができないという有様で測ろうと——通常認められている以上に高くついている。残念ながら、このような状況こそが2010年代に持ち越された(日本の)不幸な遺産なのである。今こそ、権力政治が変化しつつあり、「アジアの世紀」は間近いという声が、これまでにないほど強まっている時代なのに……。」(P-75)

### 【現在の不確実性】

「2010年代になって、(米国と日本の)利益の共有は危うくなったように思われる。経済のグローバル化は、より一般的な大国としての地位を求める中国の主張を、世界が受け入れることに役立った。そして、中国は大国という地位への切望を膨らませるにつれて、40年前の交渉で成立した妥協を覆し、軍事力の現状維持に挑戦するようになった。サンフランシスコ体制の、問題を孕んだ非常に多くの遺産が人々を不安にするような形で再び表面化したのは、まさにこのような環境においてである。」(P-77)

「日本についていえば、精神的トラウマとなる北朝鮮の核開発と中国との緊張の高まりが同時に発生したことで、サンフランシスコ体制の始まりにまでさかのぼる2つの基本政策に新たな方向性が与えられることとなった。その2つの政策とは、アメリカの軍事的な楯の下に身を寄せることと、未改定の「平和憲



法」の下で漸増的に再軍備を行うことである。」(P-83)

「中国封じ込めが、サンフランシスコ体制の下で初めて導入されたときから比べると、60年を経過して、著しく異なり、ずっと複雑で矛盾を孕んだ何者かへ変貌してしまったことは明らかである。」(P-86)

### 【恐怖と希望】

「軍拡競争に参加するものはみな、当然ながら平和の擁護を主張する。すなわち、彼らが行う軍事化は「防衛」とか「抑止力」というレトリックのオブラートにくるまれているのだ。しかし、あらゆるところで戦略立案はいつしか偏執病と化していく。熱狂的な愛国主義はますます燃えさかっている。1970年代から苦心して築き上げられてきた中国と他の国々との善意と相互依存の構図は脆いものだ。「偶発戦争」への警告も聞かれるようになった。」(P-87)

「中国の台頭と米国のアジアへの「旋回」を論評する際に中心となる概念は、「非対称性」である。この「非対称性」という語には多くの含蓄がある。たとえば、日米関係の主従性に関心が向けられることになるし、(中国の現在の、そして計画中の軍事能力)対(米国の巨大軍需工場)という図式を特徴づけるものでもある。…(中略)…非対称性には、サンフランシスコ体制の永続的な支配に対する中国の挑戦が持つ政治的な意味も含まれる。中華人民共和国は権威主義国家だが、アメリカや日本の統治の基礎は民主的な諸原則がある。これは決定的な違いであるが、同時に、日米中すべてが強力な機能障害に陥っていることを明確にすべきである。」(P-88)

「中国、日本、韓国では歴史戦争の日を絶え間なく燃え上がらせることに人々が執着しているが、永続的で憎悪に満ちたナショナリズムからは希望の持てることは何も生まれない。また、アジア太平洋地域の支配権をめぐる中国と旧来の「パックス・アメリカーナ」とのゼロ・サム的な闘争を前提とすることによっても安定は確保されない。」(P-90)

「未来の希望は、1970年代に始まる中国との関係正常化とともにあった平和的統合というビジョンへ立ち返ることに、そして、このような楽観的な構想に実体を与えるような、数多くの具体的な領域にわたる協力関係と経済の相互依存を強化することにある。」(P-90)

「最終的に(アジア太平洋地域の)権力分担の成功は、政府とは一線を画した市民ネットワークの拡大にかかっており、真の相互依存と相互理解の核心はそうしたネットワークにこそある。これら個人および法人団体の連衡は、非政府組織(NGO)や多国籍企業から、教育文化交流、そして観光や大衆文化まで、ありとあらゆる領域を縦横に走っている。この繋がりが草の根レベルの協力と統合の基礎となり、それ自体が超国家主義と敵意に満ちた対立の解毒剤ともなる。これら、非政府の市民ネットワークはすでに現実のものとなっている。注意を必要とする問題は、すなわち、何故それらのネットワークが過激主義や不合理主義の声を決定的に変えるにいたっていないのかということである。市民のネットワークはそれを実現できるだろうか。そして、可能であるとするならば、どうすればよいのだろうか。」(P-91)

## 5. 第二章「属国」——問題は「辺境」にあり(ガバン・マコーマック):

(「1. サンフランシスコ体制が生んだ「根本的問題」、「2. 沖繩——ないがしろにされつづける民意」、「3. 馬毛島」、  
「4. 八重山諸島・与那国島」、「5. 尖閣諸島問題」、「6. 辺境の島々と北朝鮮」、  
「7. 「辺境」は「中心」へ」)は省略

## 6. 第三章 [対談] 東アジアの現在を歴史から考える (ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーマック)

「1952 年から 52 年にかけて形づくられたサンフランシスコ体制に関係した決定事項や構造が、今ではアジアの地域的統合にとっての障害となっている。」(P-240)

「(核兵器は)1951 年には米国が保有しており、ソ連も入手したばかりだった。今では、国連安保理常任理事国が支配的である「世界核クラブ」が存在し、そのメンバーは、軍縮について考えることさえ拒否し、安全保障は核爆弾にかかっていると信じて疑わない。」(P-242)

「米国が中国に対してきわめて両義的に振る舞っているということも付け加えたい。すなわち、米国は、一方で中国を最重要の仮想敵として、軍事ドクトリンと同盟を拡充し、しかし他方では、アジア太平洋における問題を仕切るにあたっては、かなり緊密なパートナーのように中国と接している。また時には、この 2 つの超大国が世界を 2 分して支配する「G2」による世界秩序の話も聞かれる。」(P-244)

「沖縄には、アジア太平洋の安全保障体制全体を担う軍事戦略上の要石としての役割が押し付けられ、事実上「周縁化」された。そして、日米関係で保障されているはずの安全すら沖縄には与えられず、基地は経済発展の障害となっている。沖縄こそ同盟を危うくしかねないアキレス腱なのだ。沖縄の人々は「東アジア安全保障」体制によって、守られているどころか、脅威を感じている。沖縄の怒りは、かつてワルシャワ条約にとって致命傷となり、ベルリンの壁を崩壊させた、モスクワ支配に対する東ヨーロッパの憤懣を思い起こさせる。」(P-245)

### 【1. 「属国」の代償】

「日本にとってもっとも悲劇的なのは、日本が世界第二位の経済力を獲得し、冷戦が終わり、米国が経済、政治、軍事面、また道義性の面では特に信頼性を失いつつある時になっても、米国はさらなる日本の従属と一体化を要求し、日本のエリートはその要求にこたえるために全力を尽くすということだ。私(ガバン・マコーミック)が、日本を理解するために「属国」という概念を 2007 年に提起した時、その概念を、日本は形式的には独立した主権国家だが、自らの利益よりも他国の利益を優先する隷属的な状態を選択してきたという意味で用いた。」(P-247)

「日本には「不思議の国のアリス型」(自己矛盾型)錯倒とでもいうべきものが存在する。すなわち、米国に従属すべきだと主張する人々がナショナリストを名乗り、他方で、日本の利益を米国のそれよりも優先させる人々を「反日」ではないかと疑われるといった錯倒である。日本政治の機能麻痺の根っこは、このアイデンティティの危機がある。」(P-249)

「ジャパン・ハンドラーにとって、「もっとも理想的な日本人とは、無条件に「服従」する者であり、しかもその「服従」は日本人側が進んで申し出るべきもの」である。」(P-250)

「冷戦終結以降、ワシントンに対する日本の隷属は小さくなるどころか、逆に大きくなってきているが、私は、この事実が広く認識されていないと思う。とりわけ、これには途方もない意味が隠されている。日本がどんどん積極的に軍事的役割を負っていくという、総体としてとても大きな問題である。日本は、今後はますます米国の軍事的「平和維持」活動へ積極的に貢献せよという圧力にさらされることになる。」(P-251)

「同盟は日本の利益になったと考え、近現代史の教訓として、多くの人々は、日本は世界一の軍事力を誇る米国にくっついていなければならないと思い込んでいるのだろう。しかし、その論理でいけば、背負い投げを食らうこともありそうだ。「寄らば大樹の陰」という戦略は、同盟関係を過去の大国から現在または将来の大国へ突然に乗り換える可能性があることを意味するからである。」(P-252)

## 【2. 歴史問題論争—戦争の記憶と忘却】

「インターネット上の Google で英語の“Japanese textbook controversy (日本の教科書論争)”、“Japanese war crimes (日本の戦争犯罪)”、“Japanese comfort women (日本の慰安婦)”、“Right-wing revisionism in Japan (日本における右翼修正主義)”、“Rape of Nanking (南京大虐殺)”、“Unit 731 (731 部隊)”、“Visit to Yasukuni Shrine (靖国神社参拝)”といった言葉を検索すると、膨大な数の検索結果が出る。私(ジョン・W・ダワー)が見た限りでは、すべてのコメントが批判的といってよいものだ。」(P-257)

「靖国神社が戦没者を慰霊すること自体が問題なのではない。戦前、若者を死へと追い立てることになった戦争賛美の総本山としての役割と、戦前回帰志向の勢力を結集するシンボルとなることが問題なのだ。」(P-259)

「第二次大戦終結後、多くの日本人は「共有された価値」を、国連によって擁護され、また戦後日本の憲法に反映された理念——とりわけ、国際主義、反軍国主義、人権や公民権に基礎を置く民主主義——と関連づけてきた。…(中略)… これらの価値は、大正期や昭和初期に根っこを持っている。そして、これらの価値は、長く辛い抑圧と戦争の時期を経た後も、日本中で立派に草の根の支持を得ていた。」(P-263)

## 【3. 朝鮮半島問題—核と拉致をめぐって】

### 【4. 改憲—揺らぐ反軍国主義の理想】

「高柳賢三を長とする憲法調査会は、……1957 年から 64 年まで続けられ、その結果、詳細で大部の報告書がまとめられた。その内容は自民党にとっては予期に反した、残念なものだったが、事実上、委員会は最終的に制定された憲法が相当程度まで日米合作の産物であると結論づけた。」(P-279)

「米国で起こっていることが、日本の保守主義者たちが進めようとしている憲法改正へ向けた政治的な活動に対する見方にも、自然と影響を与えることになった。私は、だんだんと米国のような方向に進み、透明性なき「国家安全保障国家」になってゆく日本の姿を見たくない。…… 広範にわたって秘密主義的で説明責任を負わない「国家安全保障国家」の指示に隷属させることは、最良の利益にはならないと思う。」(P-282)

「米国人が現行憲法法案を準備する際に、彼らが米国の法律も出るだけを手本にしたのでないことは留意すべきだ。むしろ反対なのだ。…… 男女の平等に関するものを含めて、日本国憲法で保障されている人権の多くが、合衆国憲法では保障されていない。もちろん、そのことは「反戦」条項についても当てはまる。同条項に込められた理想主義の洗礼は、1928 年のケロッグ・ブリアン条約に見出すことができる。」(P-283)

「憲法第 9 条は、時代の先を行く条項である。それによって 1945 年以降、日本人が戦場で誰一人として殺さず、また誰一人として殺されなかったことを誇るべきだと思う。」(P-284)

「日本は、非軍事化と平和を目標とする一般的な目標と、歴史上最強の軍事大国との同盟に依存し、軍事大国の戦争と核兵器を支持する行動との間で引き裂かれている。核兵器の犠牲となった国であるにもかかわらず、日本は米国の「拡大抑止」の「傘」にきわめて強く執着しているようだ。」(P-285)

## 【5. 領土紛争と東アジアのナショナリズム】

「(北方領土、竹島、尖閣諸島などの) 島嶼領土には、ほかにもいくつかの問題が重なっている。その一つが、領土は多ければ多いほど良いとする「ナショナリズム」で、もう一つは、1982 年に成立した国連海洋法条約体制である。この国連海洋法条約で、世界の「公」海の多くが排他的経済水域に分割されて個々の

国家に割り当てられ、分け前にあずかった国家は、領海 12 海里(約 22 キロメートル)の外側でも、200 海里(約 370 キロメートル)までの水域で資源所有権も同等の特別な権利を享受することになった。さらに、同水域については、領海基線から最大 350 海里(約 650 キロメートル)におよぶ大陸棚の権利も与えるものである。」(P-288)

「1945 年に日本の降伏条件を示したポツダム宣言を厳密に読むと、1951 年のサンフランシスコ講和条約の締結によって、(尖閣諸島と竹島)の島嶼区域は、中国と韓国へそれぞれ返還することが一つの条件になっていることがわかる。ところが、周知のように、中国も韓国も講和会議に招請されなかった。」(P-290)

「(尖閣諸島問題の)唯一考えられる道は、問題を棚上げするかつての方式を復活することにあると思われる。ただし今度は、現状維持によって問題を「凍結」させるだけでなく、資源の共同開発と環境保全における協力をも認めるよう、方式を拡大・深化させるべきである。2013 年 4 月の日台漁業「協定」は、そのような方向を指し示すのかもしれない。」(P-292)

「1968 年に国連の ECAFE(アジア極東経済委員会)が、尖閣諸島周辺の海底に石油と天然ガスが豊富に埋蔵されているかもしれないと発表するまで、同諸島に関心を払う政府などなかったというのが事実である。」(P-293)

## 【6. 台頭する中国のゆくえ】

「台湾問題には、1 世紀以上に前にさかのぼる、本当に屈辱的な「3 重の切り離し」という事実がある。切り離しの第一弾は、中国に対する主権侵略として、日本が台湾を奪って獲得したことに端を発するが、それは 1985 年に日清戦争での勝利に伴う処理の一つとして行われた。台湾切り離しの第 2 弾は、1950 年 6 月の朝鮮戦争勃発後の時期に米国によって画策された。その時、米海軍は、台湾へ配送していた国民党軍の息の根を中国共産党軍が完全に止めるのを防ぐために、台湾海峡へ向けて出動した。…(中略)…台湾切り離しの第 3 弾は、1972 年に始まるが、これはもともと紛らわしく、また矛盾したものである。日本と米国が中国との関係を回復した時、日米両国は「一つの中国」の存在を認識することに同意した。…(中略)…1970 年代以降、「パックス・アメリカーナ」の下での日米軍事政策の重要使命は、軍事的対中封じ込め——特に台湾海峡での封じ込め——の継続である。」(P-294)

「1000 年以上にわたって、その西方にある中華帝国の世界秩序の従属国になることに抵抗してきた日本が、この半世紀余の間に、「パックス・アメリカーナ」の下で、遠い東方の大国の「属国」になる道を選んできたというのは皮肉なことである。」(P-298)

「「パックス・アメリカーナ」の前提となっている挑発的な、A2/AD(接近阻止/領域拒否: Anti-Access/Area Denial)という概念は、米国とその同盟国である日本・韓国が、中国による沿岸水域における支配力を否定し、台湾海峡における軍事介入に備えるものである。そして、台湾にある政府自身も、この独善的で攻撃的な政策に組み込まれていることで、問題がいつそう大きなものになっていることは明らかである。」(P-302)

## 【7. 「パックス・アメリカーナ」か「パックス・アジア」か】

「「パックス・アジア」の性格はまだはっきりしないが、すべての参加国が同意と思われることは、この「平和」が、単独の「大国」の覇権の下での平和体制ではなく、協商主義というか、権力の均衡と共同体を重視したかたちをとるべきだということである。」(P-303)

「現在までに、アジア共同体については、2 つの基本計画が存在してきた。一つは、米国志向で、サンフランシスコ体制の枠内でまとまる構想である。もう一つは、アジア志向で、ポスト・サンフランシスコ体制の枠組みでまとまる構想である。これら二つを分かつのは、「米国歓迎型」(前者)か「米国排除型」(後者)

かという点である。前者は APEC(アジア太平洋経済協力)日豪プロジェクトの基本方式に倣い、後者は、1990年代にマレーシアのマハティール・モハマドが提唱した EAEG(東アジア経済グループ)に倣ったものである。」

(P-304)

## 7. 読書会での議論のテーマ(案)

- ✚ 「日本国内の自由主義的ないし左翼主義的な批評家たちが突き付けた代替案——冷戦状況の中での日本の非武装中立と中ソを排除しない「全面」講和条約を求める主張——は、主権回復を先延ばしにし、引き続き米軍による占領を甘受することを意味した。(P-26)」を論じましょう。
- ✚ 「サンフランシスコ講和会議において帰属先を特定しなかったことは、アジアにおいて「共産主義を封じ込める上で都合よく働く」ことが期待できるような、将来起こりうる紛争の種をあらかじめ播いておくことによって、中国に対してもう一つの潜在的な「楔」を打ち込むことになった。(P-39)」を論じよう。
- ✚ 「米軍基地が引き続き存在することで、疑いなく将来の日本から(過去におけると同様に)、米国の世界的な軍事政策やその実践に加わる以外の選択肢が失われることは明らかである。(P-43)」を、現在の安保法案と関連づけて、論じましょう。
- ✚ 「福島第一原発の災害は、核に関する先進技術によって、日本が膨大な分離済みプルトニウムを蓄えた「疑似核保有国」ないし「事実上の核武装国」となっていることを広く想起させるのに一役買った。そのプルトニウム貯蔵は、日本が万が一にもそれを核開発に転用する決定を行えば、一年かそこらで核保有が可能になるほどのレベルである。(P-57)」を論じましょう。
- ✚ 「キッシンジャーは、日本の中立主義は「おそらく、たちの悪い国家主義の形をとるだろう」と論じた。ニクソンも、防衛における日米協力関係がないと、「日本人が膨張主義に駆り立てられた歴史」を考えるならば、彼らは国民として「軍国主義者の要求に影響されやすい」と述べた。(P-66)」を論じましょう。
- ✚ 「歴史修正主義者の多くは、それが海外からはいかに否定的に見られているかということにはほとんど頓着せずに、日本国内の聴衆と有権者に向けられている。(P-69)」を論じましょう。
- ✚ 「日本にとって、平和と繁栄は、アメリカの戦争マシンの歯車の一部になるというコストを払って、もたらされたのであり、そのマシンは様々な時間と場所で平和を保ってきたことも事実だが、しかし資源を浪費し、軍拡競争を促進し、核兵器の「先制使用」をちらつかせ、残虐行為に手を染め、朝鮮半島・インドシナ・イラク・アフガニスタンで途方もない破壊と苦痛をもたらしてきたのである。「属国」としての地位にあることで、米国の外交政策へ、の支持を与えることも求められてきた。「属国」の地位にあることで、地政学的な柔軟性は抑えられ、日本側が創造的な政治指導を発揮する現実的な可能性もいっさい潰えていった。(P-73)」を論じましょう。
- ✚ 「再軍備への加速が、真の独立と自立へ向かう道になるという考えは欺瞞的だ。日本はアメリカの軍事的な抱擁から抜けることはできない。実際に、アジアばかりでなく世界規模で次々と進化する世界戦略の構想を支持させるために、(日本に対して)憲法の制約を取り払った、より軍事化されたパートナーを求めているのがアメリカなのだ。(P-74)」を論じましょう。
- ✚ 「太平洋戦争の憎悪と恐怖を想起するとき、友好関係が本当に貴重なことは言を俟たない。しかしながら、その友好のために、サンフランシスコ体制の下で払ってきた代価は、通常認められている以上に高くついている。残念ながら、このような状況こそが 2010 年代に持ち越された(日本の)不幸な遺産なのである。今こそ、権力政治が変化しつつあり、「アジアの世紀」は間近いという声が、これまでにない

ほど強まっている時代なのに…。(P-75)」を論じましょう。

- ✚ 「最終的に(アジア太平洋地域の)権力分担の成功は、政府とは一線を画した市民ネットワークの拡大にかかっており、真の相互依存と相互理解の核心はそうしたネットワークにこそある。これら個人および法人団体の連衡は、非政府組織(NGO)や多国籍企業から、教育文化交流、そして観光や大衆文化まで、ありとあらゆる領域を縦横に走っている。この繋がりが草の根レベルの協力と統合の基礎となり、それ自体が超国家主義と敵意に満ちた対立の解毒剤ともなる。これら、非政府の市民ネットワークはすでに現実のものとなっている。(P-91)」を論じましょう。
- ✚ 「日本にとってもっとも悲劇的なのは、日本が世界第二位の経済力を獲得し、冷戦が終わり、米国が経済、政治、軍事面、また道義性の面では特に信頼性を失いつつある時になっても、米国はさらなる日本の従属と一体化を要求し、日本のエリートはその要求にこたえるために全力を尽くすということなのだ。日本は形式的には独立した主権国家だが、自らの利益よりも他国の利益を優先する隷属的な状態を選択した。(P-247)」を論じましょう。

---

### 【参考資料-1】読書会の既読本・候補本

- a) 矢部宏治著『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』(集英社インターナショナル、2014年刊) <---レジメ(1)
- b) 岩本沙弓著『バブルの死角——日本人が損するカラクリ』(集英社新書、2013年刊) <---レジメ(2)
- c) 中野剛志著『TPP 亡国論』(集英社新書、2011年刊) <---レジメ(3)
- d) 山下祐介著『地域消滅の罨——「増田レポート」と人口減少社会の正体』(ちくま新書、2014年刊) <---レジメ(4)
- e) ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーミック著『転換期の日本へ——「パックスル・アメリカーナ」か「パックス・アジア」か』(NHK出版新書、2014年刊) <---レジメ(5)
- f) 宇沢弘文・内橋克人著『始まっている未来』(岩波書店、2009年刊) <---レジメ(6 準備中)
- g) 瀬木比呂氏著『絶望の裁判所』(講談社現代新書、2014年刊)
- h) 樋口陽一著『個人と国家——今なぜ立憲主義か』(集英社新書、2000年刊)
- i) 西尾正道著『放射線健康被害の真実』(旬報社、2012年刊)&安部司著『なにを食べたらいいの?』(新潮文庫、2014年刊)
- j) 加藤陽子著『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』(朝日出版社、2009年刊)
- k) 堤未果・湯浅誠著『正社員が没落する——「貧困スパイラル」を止めろ!』(角川 one テーマ 21、2004年刊)
- l) 重信メイ著『「アラブの春」の正体——欧米とメディアに踊らされた民主化革命』(角川 one テーマ 21、2012年刊)
- m) エマニュエル・トッド著(堀茂樹訳)『「ドイツ帝国」が世界を破滅させる——日本人への警告』(文藝新書、2015年刊)
- n) 堀茂樹著『今だから小沢一郎と政治の話をしよう』(祥伝社、2015年刊)

---

【平成 27 年 10 月 18 日(日)】井上編